

千葉県報

定例
令和5年1月20日

主要目次

告示	地方自治法に基づく指定管理者の指定	一
告示	救急病院及び救急診療所の認定	一
告示	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二
告示	漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	三
告示	仮換地の使用収益開始日の通知の送付に代わる告示	三
告示	土地収用法に基づく事業の認定	三
告示	地方自治法に基づく指定管理者の指定	四
公告	都市計画公園の関係図書の縦覧	五
公告	都市計画緑地の関係図書の縦覧	五
特定調達公告	入札公告(二件)	五

告示

千葉県告示第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県社会福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	アクテイオ株式会社 代表取締役 淡野文孝	所在地	東京都目黒区東山一丁目五番四号KDX中目黒ビル六階	指定期間	令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで
------------	----------------------	-----	---------------------------	------	------------------------

千葉県告示第十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院及び診療所を救急病院及び救急診療所と認定した。

名称		所在地		認定の有効期限
千葉県救急医療センター	千葉県美浜区磯辺三丁目三二番一号	千葉県中央区亥鼻一丁目八番一号	令和八年一月十七日	熊谷 俊人
医療法人社団普照会	千葉県中央区新田町一番一六号	千葉県中央区榑森四丁目一番二号	〃	〃
医療法人社団福生会	千葉県中央区道場南一丁目一番七号	千葉県花見川区花見川一、四九四番地三	〃	〃
医療法人社団晴山会	千葉県花見川区花見川一、四九四番地三	千葉県稲毛区山王町一六六番地二	〃	〃
医療法人社団誠馨会	千葉県若葉区加曾利町一、八三五番地一	千葉県稲毛区天台四丁目二番一七号	〃	〃
医療法人社団親月会	千葉県稲毛区天台四丁目二番一七号	千葉県津田沼五丁目五番二五号	〃	〃
社会医療法人社団菊田会	千葉県津田沼五丁目五番二五号	千葉県谷津一丁目九番一七号	〃	〃
習志野第一病院	千葉県谷津一丁目九番一七号	千葉県谷津四丁目六番一六号	〃	〃
医療法人社団愛友会	千葉県谷津四丁目六番一六号	千葉県市場四丁目二番八号	〃	〃
田沼中央総合病院	千葉県市場四丁目二番八号	千葉県金杉一丁目二番一号	〃	〃
医療法人社団保健会	千葉県金杉一丁目二番一号	千葉県北国分四丁目二六番一号	〃	〃
津保健病院	千葉県北国分四丁目二六番一号	千葉県国府台一丁目七番一号	〃	〃
医療法人社団慈心会	千葉県国府台一丁目七番一号	〃	〃	〃
山病院	〃	〃	〃	〃
船橋市立医療センター	〃	〃	〃	〃
医療法人一条会(社団)一条会病院	〃	〃	〃	〃
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	〃	〃	〃	〃

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

府台病院	医療法人社団嵐川 大野	市川市下貝塚三丁目二〇番三	号	〃
中央病院	医療法人社団康栄会 浦	浦安市北栄四丁目一番一八号	〃	〃
安病院	順天堂大学医学部附属浦	浦安市富岡二丁目一番一号	〃	〃
安病院	医療法人社団清志会 山	松戸市小金きよしヶ丘二丁目	七番一〇号	〃
本病院	医療法人社団曙会 流山	流山市東初石二丁目一三二番	地の二号	〃
中央病院	医療法人社団協友会 千	流山市鱒ヶ崎一番地の一	〃	〃
医療法人社団協友会	葉愛友会記念病院	〃	〃	〃
医療法人社団太公会	我孫子東邦病院	我孫子市我孫子一、八五一番	地の一	〃
アビコ外科整形外科病院	我孫子つくし野病院	我孫子市我孫子四丁目二二番	二二番	〃
我孫子つくし野病院	医療法人社団創造会 平	我孫子市布佐八三四番地二八	一	〃
和台病院	東京慈恵会医科大学附属	柏市柏下一六三番地一	〃	〃
柏病院	医療法人聖峰会 岡田病	柏市末広町二番一〇号	〃	〃
院	医療法人社団聖秀会 聖	柏市光ヶ丘団地二番地三号	〃	〃
光ヶ丘病院	医療法人社団圭春会 小	野田市横内二九番一	〃	〃
張総合病院	成田赤十字病院	成田市飯田町九〇番地一	〃	〃
倉中央病院	医療法人社団愛信会 佐	佐倉市栄町二〇番地四号	〃	〃
医療法人みつや会 新八	街総合病院	八街市八街ほ一三七番地一	〃	〃
医療法人甲辰会 海保病	院	八街市八街ほ三八六番地	〃	〃

医療法人社団東光会 北	白井市根三三五番地の二の一	〃	〃
総白井病院	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ二、二八五番地	〃
千葉県立佐原病院	医療法人積仁会 島田総	銚子市東町五番地の三	〃
医療法人積仁会 島田総	合病院	茂原市高師二番地の八	〃
医療法人社団三愛会 君	塚病院	茂原市高師六八七番地	〃
社会医療法人社団正朋会	穴倉病院	茂原市高師二丁目二番地一	〃
医療法人社団貴志会 菅	原病院	茂原市町保三番地	〃
医療法人社団上総会 山	之内病院	勝浦市出水一、二二二番地	〃
医療法人SHIODA	塩田病院	いすみ市苅谷一、一七七番地	〃
いすみ医療センター	医療法人鉄蕉会 亀田総	鴨川市東町九二九番地	〃
合病院	医療法人明星会 東条病	鴨川市広場一、六一五番地	〃
院	鴨川市立国保病院	鴨川市宮山二二三番地	〃
院	鋸南町国民健康保険鋸南	安房郡鋸南町保田三五九番地	〃
病院	医療法人萩仁会 萩原病	木更津市木更津一丁目一番三	六号
院	国保直営総合病院君津中	木更津市桜井一、〇一〇番地	〃
中央病院	医療法人鎗田病院	市原市五井八九九番地	〃
医療法人鎗田病院	医療法人芙蓉会 五井病	市原市五井五、一五五番地	〃
院	医療法人社団琢心会 辰	市原市辰巳台東五丁目五番地	〃
医療法人社団琢心会 辰	巳病院	市原市鶴舞五七五番地	〃
千葉県循環器病センター	院	〃	〃

千葉県告示第十四号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 野田市野田字谷座一四番二の一部、一二三番一の一部及び一二三番四の一部並びに上花輪字谷向一、五二七番二の一部(別図のとおり)
 - 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和五年一月二十四日から発生する。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- その一 区域 市川市漁業協同組合の地区
- 漁業の区分 主として底びき網を使用して営む小型合併漁業
- その二 区域 天羽漁業協同組合の地区
- 漁業の区分 一般まき網漁業
- 一般大型定置漁業

千葉県告示第十六号

次の表の上欄に掲げる者に対する流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第三百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり告示する。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	住所	通知の内容
鈴木庄右衛門	確知することができない	一 仮換地の使用又は収益を開始することができる日 令和四年十二月二十日 二 仮換地 街区番号四五―一 符号一〇 地積 約五五平方メートル 三 使用又は収益をすることができる仮換地の地積 五五平方メートル

注 仮換地の位置の図面は省略し、当該図面は流山市市野谷二二六番に掲示する。

千葉県告示第十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 起業者の名称 旭市
- 二 事業の種類 旭市役所駐車場整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 旭市二字新宿及び字新堀前地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性 旭市役所駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、旭市が、市役所の駐車場を整備する事業であり、法第三条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。
 - したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性 起業者である旭市は、本件事業に要する経費について予算に計上し同市の議会の議決を経てきており、完成までの明確な計画の下に本件事業を進めていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。
 - したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
 - 3 法第二十条第三号の要件への適合性
 - (一) 得られる公共の利益 本件事業は、旭市が、旭市二字新宿及び字新堀前地内の五、〇二四平方メートル

の土地の所有権を取得し、新たに一八八台分の駐車場を整備するものである。

同市では、「旭市新庁舎建設基本計画」に基づき、複数の庁舎に分散されていた各部門を統合するために現庁舎を整備し、令和三年四月に移転したが、その結果、同計画での想定よりも多くの市民が来庁し、平常時で、現庁舎の敷地内の駐車場一六八台に対し来庁者用及び公用車用併せて一九四台分の駐車場が必要となっており、慢性的な駐車場不足が生じている。また、市議会の開催、確定申告の受付、選挙の実施等による混雑時には、さらに大幅な駐車場不足が生じており、駐車場の混雑による事故のおそれがあるとともに、様々な問題を引き起こしている。

同市は、暫定的に周辺の公共施設や公園の駐車場を使用しているが、これらの施設の本来の利用者が駐車できなくなっている等の支障が生じている。

また、同市の公共交通機関は利便性が低く、八割強の職員が自家用車しか出勤手段がないが、現庁舎周辺では必要台数を確保することができていない。

このような状況から、同市では、旭市行政改革アクションプランにおいて、市民の視点に立った質の高い公共サービス並びに長期的視点に立った効率的かつ効果的な資産運営及び公共施設の最適な配置の実現を目指しており、市役所駐車場を整備することは、この目標の達成を推進するための施策とされている。

本件事業により、来庁者の利便性及び安全性の確保並びに公用車用及び職員用の駐車場の適正な配置による行政運営の効率化が図られ、慢性的な駐車場不足及びこれを起因とする各種問題が解消され、質の高い公共サービスを提供することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)に基づく環境影響評価の対象外事業である。

本件事業が生活環境へ与える影響については、起業地の周辺には住宅が少なく、工事の施工に当たっては、起業者が、騒音、振動、土砂の流出等への措置を講じ、駐車場の使用の際も、騒音の発生や交通上の安全確保に十分配慮することとしていることから、軽微であると考えられる。

動植物へ与える影響については、本件起業地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に該当する種等の希少動植物の生息情報は確認されていないため、軽微であると考えられる。

また、起業地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は、試掘調査を行い、埋蔵文化財が検出されなかったという結果を得ており、施工の際には千葉県教育委員会の職員が立ち

会うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、現庁舎周辺の土地を候補地として三案が検討されているところ、申請起業地は、現庁舎へのアプローチについて交通量の少ない市道と公園内の遊歩道を通ることとなるため容易であること、現状地盤から大幅な掘削又は盛土の必要がなく工事費が最も安価となること等から、申請された案が最も合理的なものであると考えられる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものであり、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたとおり、慢性的な駐車場の不足により、危険な状況や行政サービスの低下等の様々な問題が発生していることから、来庁者の利便性及び安全性の向上等を図るためには、新たな駐車場を早急に整備して十分な駐車可能台数を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に全面的かつ恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の縦覧場所 旭市行政改革推進課

千葉県告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立八千代広域公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人	
名称及び代表者の氏名	公益財団法人八千代市地域振興財団 理事長 杉山智
所在地	八千代市萱田町七二八番地
指定期間	令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

公 告

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和五年一月二十日千葉市の変更に係る千葉都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画緑地の関係図書の縦覧

令和五年一月二十日千葉市の変更に係る千葉都市計画緑地の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年一月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、電子調達システム上の特定の欄に於て表示される。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和5年1月20日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 本庁舎外エレベーター保守点検業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パー

セントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(6) 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員資格者のいずれかの資格を有する者を業務責任者として配置できること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課庁舎管理室 電話043(223)2765

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年1月20日から2月15日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年3月2日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年3月2日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年3月3日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未

<p>満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者 (以下「第1順位者」という。) の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者 (以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内 (この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。) に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。) 第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月15日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p>	<p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月15日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Elevator maintenance and inspection of Chiba Prefectural Government Buildings (Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 2 March, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2765</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年1月20日</p> <p>千葉県衛生研究所長 石川 秀一郎</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 千葉県衛生研究所で使用する電力 予定電力量 1, 566, 000キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p>
--	---

<p>(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉市中央区仁戸名町66番地2 千葉県衛生研究所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 別に定める「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8715 千葉市中央区仁戸名町66番地2 千葉県衛生研究所総務室 電話043(266)6723</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年1月20日から2月9日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年3月6日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年3月6日午後5時</p>	<p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年3月7日午前10時 千葉県衛生研究所1階研修室4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県衛生研究所長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県衛生研究所長が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p>
--	--

(10) その他 詳細は、入札説明書による。
5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Chiba Prefectural Institute of Public Health; Estimated consumption of electric power 1,566,000kWh/year

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 6 March, 2023

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Chiba Prefectural Institute of Public Health, 666-2 Nitona-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8715 Japan TEL 043-266-6723

購読料 本号 一部 二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号
購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八